

令和7年度 錦江町ふるさと納税を活用した事業成長支援事業

参画事業者 募集要項

1. 事業の趣旨・目的

錦江町において地域資源を活用した新たな商品開発を推進し、地域産業の持続的発展と経済循環の創出を図るため、「令和7年度 錦江町ふるさと納税を活用した事業成長支援事業（以下、本事業という）」を実施する。

本事業は、町内事業者が専門家および他事業者との連携による新商品開発（有形・無形）に取り組み、ふるさと納税等の販路におけるテストマーケティングを通じて事業拡大を目指すことを目的とする。

2. 応募事業者の要件

- (1) 錦江町内に主たる事業所を有する法人（届け出・登記必須）または個人事業主であり、町税等の滞納がないこと。
- (2) 地域資源を活用し、錦江町ふるさと納税返礼品の出品基準（例：食品は法令・表示を遵守、非食品は主要工程が町内、体験は町内開催等）を満たす新商品又はサービス（有形・無形問わず）を開発し、本事業終了後6か月以内に商品等の販売を開始すること。
- (3) 本事業を通じて開発した商品を、錦江町のふるさと納税返礼品として掲載可能であること。
- (4) 事業実施後においても、本町からのフォローアップ調査（その後の商品や売上等の紹介）に応じられること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (7) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

3. 支援内容

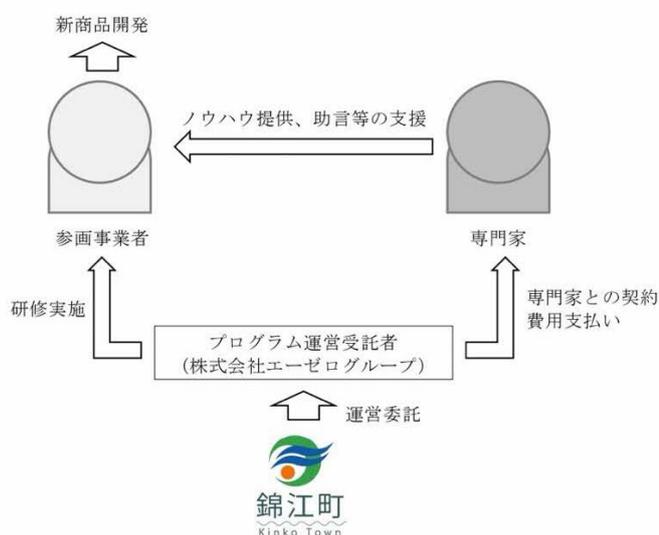
- (1) 商品開発研修（全3回予定）
商品開発、ブランディング、マーケティング等に関する基礎的なノウハウと実践的な思考法を学ぶ講義・ワークショップを実施する。

(2) ブラッシュアップセッション（全3回予定）

採択事業者同士が開発中の商品の試作・企画を相互に評価・助言し、講師からのフィードバックを受けて計画を磨く。なお、セッションは参加事業者間で秘密保持契約を締結した上で実施し、共有された情報を外部に漏えいしないものとする。

(3) 専門家による支援

1社あたり 上限50万円（税抜）の範囲で、商品開発や販路開拓に精通した専門家に支払う委託料を補助する。支援形態は、期間中のコンサルティング、実地研修（視察・現地指導）、オンライン個別相談などから各社の課題に応じて選択できる。実地研修を実施する場合、専門家の謝金・旅費は補助対象とするが、採択事業者自身の旅費・交通費は自己負担とする。



4. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第1号）
- ② 企画書（様式第2号）
- ③ 宣誓書及び同意書（様式第3号）

(2) 提出方法など

- ① 提出方法 持参若しくは電子メールにて提出（ファイル形式：MS WordまたはPDF）
- ② 提出期限 令和7年8月8日（金）必着
- ③ 提出先

錦江町役場 産業振興課（担当：池之上）

Mail: kikenoue@town.kinko.lg.jp

5. 実施体制

本事業は、錦江町（事業主体）が株式会社エーゼログループ錦江町支社に業務を委託し、同社が受託者として運営を担う形で実施する。

6. 支援対象経費

- (1) 専門家に係る委託費、専門家の旅費、専門家が実施する視察・研修受入に要する費用等を負担する。なお、原材料費・設備投資費など商品等の試作・製造に直接要する経費は対象外とする。
- (2) 本事業は採択事業者への直接補助金交付ではなく、上記研修・専門家支援等の費用を負担する仕組みであるため、専門家との契約及び各種費用の支払いは、運営受託者（株式会社エーゼログループ錦江町支社）が行うものとする。

7. 募集件数

3～4 事業者程度

8. 支援期間

採択決定日（令和7年8月末日予定）から令和8年3月13日（金）まで

9. 募集期間・スケジュール

内容	時期	詳細
募集要項公開・募集開始	令和7年7月18日（金）	役場ホームページにて公開
応募書類提出締切	令和7年8月8日（金）	
審査会	令和7年8月下旬を予定	応募者に電子メールにて個別に連絡
審査結果発表	令和7年8月末日を予定	採択者に電子メールにて個別に連絡

10. 選考方法・評価基準

提出された応募書類の内容に不備がないか事務局において確認を行う。審査会では、応募書類と当日のプレゼンテーションの内容をもとに、(2) の評価基準に従って審査を実施する。審査結果は翌日以降電子メールにて通知する。

なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

(1) 審査日時

令和7年8月下旬を予定（詳細は応募者に電子メールに個別に連絡）

プレゼンテーション10分、質疑応答20分 計30分を予定

(2) 審査における評価基準

- ① 応募資格適合：「2. 応募事業者の要件」を満たしているか
- ② 新規性・独自性：これまで町になかった事業・商品・販路・製造方法等であるか
- ③ 事業性：市場規模・販売戦略が具体的であるか
- ④ 体制：事業遂行に必要な人員・組織体制があるか
- ⑤ 専門家活用：専門家に期待する役割が明確であるか

11. 採択事業者の義務・留意事項

(1) 審査・採択に関する注意

- ① 応募書類に記載された個人情報、本事業の審査・連絡・フォローアップおよび町施策立案の目的に限り使用し、町の文書管理規程に従って保管・廃棄する。
- ② 支援枠には限りがあるため、評価結果によっては応募内容が基準を満たしていても採択されない場合がある。
- ③ 採択後に申請内容の虚偽が判明した場合、採択を取り消し、既発生支援費用の返還を求められることがある。

(2) 参加・取り組み

- ① 町および運営事務局が実施する研修・ブラッシュアップセッション・専門家による支援等に、経営者または事業責任者が原則参加すること。その上で、主体的に商品開発を進めること。
- ② 事業期間中および終了後に実施する町からの調査・ヒアリング（売上実績・課題等）に協力すること。

(3) 知的財産権の帰属および情報公開

- ① 開発された商品等およびそれに係る知的財産権は原則として採択事業者に帰属する。
- ② ただし錦江町は本事業の広報を目的として、採択事業者名および開発商品等を公表する場がある。

12. 問い合わせ先

担当課：錦江町役場 産業振興課 生産振興チーム

住所：〒893-2303 錦江町城元 963

電話番号：0994-22-3034

メールアドレス：kikenoue@town.kinko.lg.jp